

Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax
6-1, Roppongi 1-chome
Minato-ku, Tokyo 106-6033

MEMORANDUM

日付: 2010年1月29日
送信先: 関係者各位
件名: 2009年度フォーム20-Fの作成について(参考和訳)

本メモランダムでは、フォーム20-Fによる2009年年次報告書の作成に関し、いくつかの検討事項に焦点を当てている。フォーム20-Fに対する今年の変更自体は比較的小さいとはいえ、2009年中における経済及び市場の状況は厳しいものであったことから、フォーム20-Fの作成に際し、企業はかなりの時間と努力を費して、こうした状況が自社の通年の業績に及ぼした影響を説明し、その今後の事業見通しに対する考察を示す必要があると思われる。

フォーム20-Fの提出期限

例年と同じく、2009年度のフォーム20-Fは、会計年度終了後6ヶ月(暦年による会計年度を採用する企業にとっては、2010年6月30日)を提出期限としている。2011年12月15日以降に終了する最初の会計年度から、この提出期限が会計年度末から4ヶ月間に短縮される見込みである。

2009年度フォーム20-Fにおける新たな開示

フォーム20-Fに対する変更

2008年9月、SECは、フォーム20-Fの特定の報告要件に対する[最終修正](#)を採択し、5年をかけて段階的に導入することとした。これらの修正のうち、2009年度のフォーム20-Fに対しては、以下の報告要件が適用される。

米国預託証券(ADR)の手数料及び支払いの開示

企業は、直接的又は間接的であるかを問わず、ADRの保有者が支払わなくてはならない全ての手数料及び費用について、個別の支払いごとに開示することが求められるようになった。この開示では、サービスの種類、手数料又は費用の金額及び支払先を示さなければならない。その際には、以下に関連した手数料又は費用が含まれる。

- 原資産である株式の預託又は入れ替え
- 配当の受領又は分配
- 権利の売却又は行使
- 原資産である証券の回収
- 預託証券の譲渡、分割又はグループ化
- 一般的な預託サービス、特に年次ベースで請求されるもの

企業はまた、受領した配当及び預託証券と相殺する形で手数料及び費用を徴収する預託機関の権利が存在する場合には、これに関する情報を提供しなければならない。また最後に、企業は、預託機関が預託証券の発行体に支払う全ての手数料及びその他の直接又は間接的な支払いについても説明しなければならない。

登録会社の監査報告を発行する会計士の変更の開示

フォーム 20-F に Item 16F という新しい項目が含まれることになり、これは、海外民間発行体(以下、「FPI」という)に対し、監査報告を発行する会計士の変更又は会計士との意見の不一致があれば、登録届出書及び年次報告書において報告することを義務付けるものである。Item 16F は、とりわけ、以下の事項の開示を求めている。

- 主たる会計士として企業の財務諸表の監査に以前関与していた独立の会計士、又は会計士がその報告書に依拠することを表明した重要な子会社における財務諸表の監査に以前関与していた独立の会計士が、辞任したか、再任を拒否したか、または解任されたかどうか
- 会計士の変更に先立つ企業の直近の 2 会計年度及び期中会計期間内に生じた全ての意見の不一致又は報告すべき事象
- 会計士の変更が行われた会計年度又はその翌年度において、企業が、以前の会計士との間での意見の不一致に至った取引に類似した重要な取引を行ったかどうか、さらにその取引が以前の会計士であれば必要であると結論付けたであろう方法と異なる方法で会計処理され、もしくは開示されたかどうか。もし以前の会計士であれば異なる方法を要求したと思われる場合、企業は、そのような方法が財務諸表に与えたであろう影響を開示しなければならない。

また、この新項目により、企業は、当該企業が以前の会計士に開示している情報の写しを提供することを義務付けられており、かつ企業は、以前の会計士に、当該企業が行った声明に同意するかどうか、そして同意しない場合にはその理由を述べた書簡を求めることを義務付けられている。企業は、フォーム 20-F の添付書類として会計士による当該書簡をファイルすることが求められている。ただし、フォーム 20-F の提出前 30 日以内に会計士の変更が生じた場合には、会計士の書簡を提出するために追加の時間が認められている。

U.S. GAAP に準拠する提出会社からのセグメント情報を要求するフォーム 20-F の Item 17 (財務諸表) に対する修正

U.S. GAAP に準拠して報告を行っている全ての FPI は、財務諸表においてセグメント情報を提供し、かつ U.S. GAAP に基づく無限定監査報告書を提供することを義務付けられるようになった。これまで、U.S. GAAP に準拠して提出を行う FPI は財務諸表からセグメント情報を省略することができ、その省略の結果として U.S. GAAP に基づく限定意見付監査報告書を含めることが可能であったが、フォーム 20-F の Item 17 にはもはやこの軽減規定が含まれていない。国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)によって公布された国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)もまた、セグメント情報の記載を義務付けている。

U.S. GAAP による大規模提出会社に関する XBRL データ

2008 年 12 月、SEC は、U.S. GAAP 又は IFRS に準拠して作成された財務諸表を提出する企業に対し、「XBRL (eXtensible Business Reporting Language)」を利用したインタラクティブ・データ・フォーマットで財務情報を SEC にファイルすることを義務付ける [最終ルール](#) を採択した。自国の GAAP に準拠した財務諸表をファイルする FPI は、XBRL 要件の対象となっていない。この XBRL 要件は 3 年間にわたって段階的に導入されるものであり、今年度のフォーム 20-F について、XBRL での財務諸表の提出を義務付けられるのは、U.S. GAAP に基づく財務諸表をファイルする最も規模の大きい企業(すなわち、公開市場での時価総額が 50 億ドル以上の報告会社)のみである。XBRL による提出要件の説明については、「[SEC Issues Rules Outlining Mandatory XBRL Requirement](#) (SEC による強制的な XBRL 要件の概要に関するルールの公布) (英語のみ)」と題する当事務所のニュース・フラッシュを参照されたい。

石油及び天然ガス企業に関する新しい報告要件

2008 年 12 月、SEC は、石油及び天然ガス関連企業に対する報告要件の近代化を目的とした最終ルールを採択した。新ルールは、2009 年 12 月 31 日以降に終了する会計年度に関するフォーム 20-F の年次報告書に適用される。石油及び天然ガス企業に関する新しい報告要件についての議論に関しては、「[SEC Finalizes Revisions to Oil and Gas Disclosure Requirements: New Rules Provide for Wider Range of Reserves Disclosures with Potential Impact on Upstream Valuations](#) (SEC、石油・天然ガス企業の開示要件に対する改定を最終決定: 埋蔵量開示の拡充を規定する新ルールと、上流評価に対するその潜在的影響) (英語のみ)」と題する当事務所のメモランダムを参照されたい。

U.S. GAAP 調整 (Reconciliation) — IAS 39 カーブ・アウト経過期間の終了

EU によって採択された IFRS に準拠して作成した財務報告書を提出する FPI は、経過期間内に限り、U.S. GAAP 調整を省略することができたが、2008 会計年度に関する 20-F の提出によってこの経過期間は終了した。したがって、暦年による会計年度を採用している FPI は、今回から、IASB によって公布された IFRS に完全に準拠して財務諸表を作成・提出するか、又は U.S. GAAP に対する完全な調整 (reconciliation) を行わなければならない。

焦点となる開示領域

上述した新たな報告要件とは別に、企業は、2009 年フォーム 20-F の作成に際し、SEC スタッフが「焦点を当てる」以下の領域に留意すべきである。

リスク開示

SEC の企業ファイナンス部長であるメレディス・クロスは、企業が、自らが直面しているリスクと、それらのリスクをどのように監視し、取り組んでいるかについて、より多くの情報を提供すべきと考えていることを示唆している。SEC スタッフは、本質から外れた議論に立ち入ることなく単一のリスクについて記載した簡潔なリスクファクターが好ましいと表明しているものの、企業は、フォーム 20-F の Item 11 を踏まえて、その「経営者による財政状態と経営成績に関する検討と分析」(以下、「MD&A」という)又は市場リスク管理のセクションにおいて追加的な討議を行なうことを検討すべきである。

MD&A 開示

SECスタッフは、MD&A開示、特に金融市場と経済の現状に照らした「カンパニー・ストーリー」の開示に引き続き焦点を当てている。スタッフの過去のMD&Aに対するガイダンス、特に [2003 年のMD&Aガイダンス](#)は、今でも非常に関連性があり、MD&Aの作成者にとって優れた助けとなるものである。スタッフは、「流動性及び資金のリソース(源泉)」の開示に関連し、以下の点を強調した。

「流動性及び資金のリソース(Liquidity and Capital Resources)」

流動性及び資金のリソースの開示は、引き続き MD&A の重要なポイントであり、以下に関する議論を提供すべきである。

- 企業の流動性のリソース及び利用方法についてのより詳細な分析を提供する。
- 裁量ベース及び非裁量ベースでの設備投資について評価し、予想する資金調達源についての議論を行う。
- 短期融資の利用を必要とすると予想される状況、その利用可能性を取り巻く不確実性及びこうした資金を仮に利用できなかったとした場合に生じる何らかの含意についての議論を行う。
- 自社に関する以下の項目について論じる。
 - 信用格付けに大きな影響を与える可能性のある要因、信用格付けの変更による潜在的含意、及び信用格付けに関する経営者の期待を含む、信用格付けに関する議論
 - 財務その他に関するコベナンツに違反した場合の含意及びコベナンツを踏まえた企業の追加借り入れ能力を含む、コベナンツの遵守状況に関する議論

重大な周知のトレンド及び不確実性

企業はまた、重大な周知のトレンド又は不確実性にかかる開示についても、集中的に取り組むべきである。合理的に考えて、トレンド、不確実性もしくはその他の事象が生じたり実現したりすることはない、又はトレンド、不確実性もしくはその他の事象が企業の流動性、資金のリソースもしくは経営成績に重大な影響を及ぼすことはない、と企業が結論付けることができない限り、トレンド、需要、コミットメント、事象又は不確実性に関する MD&A の開示が義務付けられる。SEC のガイダンスは、また、次に述べる分析を要求している。すなわち、「歴史的な結果又はトレンドが、将来の経営成績及び関連する財政状態を示

唆するものであるか否かを左右するものと考えられる要因」及び「過去の経営に影響を与えたが、今後も引き続き影響を与えるとは考えられていない事項、並びに過去においては影響を与えなかったが、将来の経営に影響を与えるものと考えられる全ての事項」の分析である。過去 18 ヶ月間にわたる事象に照らして、企業は、このガイダンスを注意深く検討すべきである。

金融機関による開示

SECスタッフは、公正価値測定、貸倒損失引当金及び金融機関に固有のその他の開示を含む、特に金融機関に対する多数の重要な開示事項に引き続き焦点を当てている。昨年中に、SECスタッフは、「[Staff Accounting Bulletin 111](#) (職員会計広報 111)」、「[Sample Letter Sent to Public Companies CFOs on MD&A Disclosure Regarding Provisions and Allowances for Loan Losses](#) (貸倒損失引当金に関する MD&A 開示について公開会社 CFO に対して送付された書簡サンプル)」において、及び「[Areas of Frequent Comment—Financial Institutions](#) (コメントの多い分野—金融機関)」と題する最近のスタッフの講演を通じてこれらの分野におけるガイダンスを発した。

のれん減損処理の可能性に関する早期の論議

SEC スタッフはまた、のれん減損処理を検証するために利用した方法や前提など、企業ののれん減損処理を検討するために採用された措置について、企業がより明確に説明することを繰り返し要求している。同スタッフによれば、企業は、減損費用を計上した場合、費用が計上された理由、それよりも以前に計上されなかった理由、費用の事業上の根拠及び費用の影響などについて論じなければならない。また企業がのれん減損費用を計上しなかった場合は、計上しなかった理由について論じなければならない。さらに、SEC スタッフは、企業は重要な会計方針においてのれん減損処理に触れるべきであり、企業ののれん減損処理の可能性について市場に早期の警告を与えるべきであると考えている。多くのケースにおいて、SEC スタッフは、時価総額が企業の純帳簿価格より下がった場合ののれん減損処理に焦点を当てている。

非GAAP 財務指標

SECスタッフは、SECファイリング及び企業のプレス・リリースやウェブ・サイトにおける非GAAP財務指標の使用に対して改めて関心を示している。当事務所の「[SEC Removes Roadblocks to the Use of Certain Non-GAAP Measures](#) (SEC、非GAAP財務指標の使用に対するハードルを除去) (英語のみ)」と題するメモランダムにも記載しているように、SECスタッフは、近時、非GAAP財務指標の使用に関するガイダンスを改訂する「[Compliance & Disclosure Interpretations = C&DI](#) (法令遵守及び開示に関する解釈)」を公表した。FPIにとっては、特に以下が関心の集まる項目であろう。

- 米国外の多くの国で事業を有する企業が、一定の為替レートによって (in constant currency) 財務情報を提示し、その計算する過程及び財務情報を提示する方法の前提を説明することで、非GAAP調整 (reconciliation) 要件を満たすことができるとする C&DI104.06。
- レギュレーション S-K の Item 10(e)(1)(ii)によって禁止されている指標を FPI が利用できる場合を規定する C&DI106.01。Item 10(e)(1)(ii)は、SEC ファイリングにおける一定の非 GAAP 財務指標の使用を禁止しているが、SEC へファイルされる企業の主たる財務諸表において用いられる GAAP の設定に責任を有する会計基準設定主体によって義務付けられているか、又は「明示的に許可されている」非 GAAP 財務指標に関しては、適用除外がある。SEC は、「明示的に許可さ

れている」という表現に関し、FPI の自国の法管轄域又は市場における主たる証券規制当局によって明示的に承認されている財務指標も含むとして定義を拡大した。この明示的な承認とは、(1) 規制当局又はそのスタッフによって公表された見解や、(2) FPI の財務諸表の提示方法に対する承認を示した規制当局又はそのスタッフによる FPI に宛てた書簡によって実証される。こうした見解又は書簡は、要請があれば、SEC に提供されることとなる。

気候変動に関する開示

SECは最近、公的ファイリングにおける気候変動問題の開示に焦点を当てた解釈リリースを承認した。リリース自体はまだ公表されていないが、SECは、全ての企業が、気候変動リスクの観点から、既存SECルール及びレギュレーションの遵守を確実にするべく、その公的開示を現時点において見直し、分析する必要があると明らかにした。リリース自体は、企業にとって重要な全てのリスクの開示を義務付けるというSECの既存の開示要件を変更したり、追加の要件を課したりするものではなく、SECのメアリー・シャピロ委員長によれば、「より明瞭にし、一貫性を高めることを単に意図したもの」である。このリリースについてのさらなる論議については、「[SEC Speaks on Climate Change Disclosure Obligations](#) (気候変動開示義務についてのSEC見解) (英語のみ)」と題するデービス・ポーク・ニュース・フラッシュを参照されたい。

テロ支援国家との取引

SEC のグローバル・セキュリティ・リスク室は、引き続き、テロ支援国家(すなわち、キューバ、イラン、スーダン及びシリア)における又はこれらの国々との事業活動について、こうした主体との活動が財務的に重要でないと思われる場合であっても、公開会社の開示を監視する。SEC は、たとえば、公衆が否定的に受け止めることで企業の取引が悪影響を受ける場合など、「定性的な」重大性も考慮しなくてはならないと過去に指摘している。

ニューヨーク証券取引所によるコーポレートガバナンスの修正

ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」という)は、近時、主として SEC のコーポレートガバナンスに関する開示要件にそのルールを適合させる目的で、そのコーポレートガバナンス・ルールを修正した。修正されたルールのほとんどは FPI には適用されないが、以下の修正は適用される。

「何らかの」遵守不履行の通知

NYSE ルールは、現在、上場企業の最高経営責任者(CEO)に対し、その上場企業の執行役員のいずれかが第 303A 条における NYSE のコーポレートガバナンス要件に対する「何らかの」不遵守(noncompliance)に気付いた後、NYSE に書面により通知することを義務付けている。以前は、こうした通知は「何らかの重大な不遵守」が生じた場合にのみ義務付けられていた。

FPI ステータスを失う企業に関する移行期間

修正後の NYSE ルールはまた、企業が年に一度、第 2 会計四半期末に自らの FPI ステータスについて検証を行うという SEC ルールの変更を念頭に置いている。その第 2 会計四半期末においてもはや FPI としての適格性を有していない NYSE 上場企業は、当該会計年度末までに NYSE の国内企業に対する取締役会及び委員会の独立要件を満たせばよいとされる。こうした企業はまた、その株式報酬プランを、NYSE の国内企業に対する株主による承認ルールと整合させるための限定的な移行期間を与えられる。

フォーム 20-F における差異の説明の開示

SEC 要件との整合性をとる形で、NYSE は、フォーム 20-F 提出企業に対し、自社のコーポレートガバナンス慣行と、NYSE が米国内企業に義務付けているコーポレートガバナンス慣行との間の差異について、フォーム 20-F で開示することを義務付けるようになった。従前、NYSE は、こうした情報をそのウェブサイトを開示するか、又はフォーム 20-F で開示するかを、企業が選択できるようにしていた。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

電話: 03-5561-4430

eメール: theodore.paradise@davispolk.com

マイケル・T・ダン

電話: 03-5561-4433

eメール: michael.dunn@davispolk.com

杉山 浩司

電話: 03-5561-4564

eメール: hiroshi.sugiyama@davispolk.com

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。